



解禁指定あり

解 禁 日	平成29年2月1日 17時
	(予備日)2月8日 17時
平成 29 年 1 月 25 日	

**国土交通省中部地方整備局
多治見砂防国道事務所**



**これまで計測した特殊車両の約9割が車両違反
違反を繰り返した場合、会社名等が公表されます！**

記 者 発 表 資 料

1. 概 要

特殊車両（車両総重量等の限度を超える車両）の通行には、「道路法」に基づく道路管理者の許可が必要です。（参考資料1）

特殊車両の違法な通行は、道路の構造を劣化させたり、重大な事故を誘発したりします。

多治見砂防国道事務所では、道路構造物を守り、交通の安全を図るため、岐阜県多治見警察署の協力を得て、今年度最終となる特殊車両の現地取締を以下のとおり実施します。なお、今年度の現地取締では、計測車両の約9割が何らかの特殊車両の違反をしており、指導しているところです。

この取締によって車両制限令違反があった場合は、事業者宛に指導を行います。指導を受けたにもかかわらず違反を繰り返す事業者は、会社名や指導内容が公表される事があるほか、刑事告発の対象となります。

- 日 時：平成29年2月1日（水） 13時30分～15時30分
予備日：平成29年2月8日（水） 13時30分～15時30分
（天候の状況等により中止する場合があります。）
- 場 所：一般国道19号 土岐市泉町河合地先 土岐車両重量計測所（別紙）

2. 資 料 別 紙：現地取締場所位置図・今年度実施状況
参考資料1：特殊車両について（道路法・車両制限令）

3. その他 報道関係者を対象に公開します。
なお、取材をご希望の方は、下の問合せ先まで事前にお知らせ下さい。

配 布 先

多治見市政記者クラブ、日刊建設工業新聞、日刊工業新聞社、建通新聞社、建設通信新聞

問 合 せ 先

国土交通省 中部地方整備局 多治見砂防国道事務所 副所長	アキタ オサム 秋田 修	TEL 0572-25-8020
国土交通省 中部地方整備局 多治見砂防国道事務所 建設専門官	ハヤシ コウジ 林 孝治	TEL 0572-25-8027 FAX 0572-23-7236

道路の異状を発見したら・・・道路緊急ダイヤル **#9910**（通話料無料・24時間受付）

現地取締場所位置図

別紙

実施場所: 国道19号 上り 46.7kp(土岐市泉町河合地先 土岐車両重量計測所)

広域図

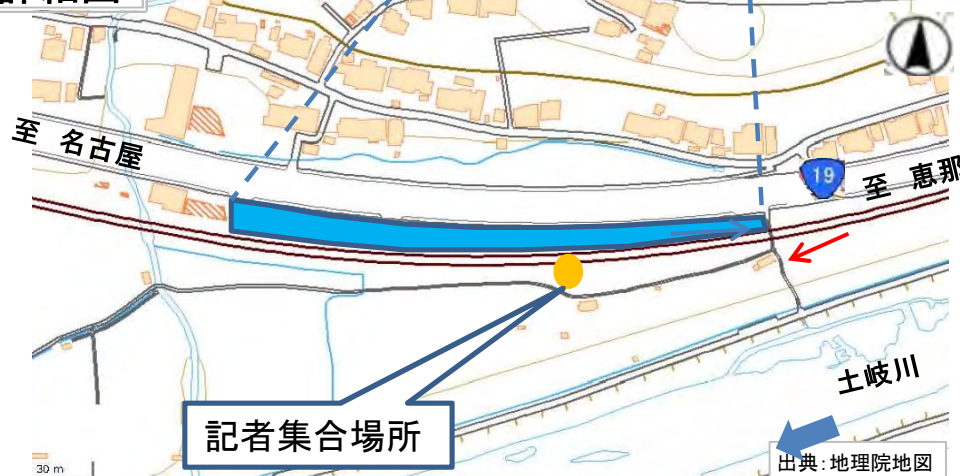


取材現場へのルート

← 長野県方面からのルート
← 愛知県方面からのルート

(土岐車両計測所へは国道19号下り線からは、乗り入れ出来ないため、一度計測所を超えていただき、山野内交差点を利用して上り線よりお入り下さい。)

詳細図



今年度実施状況



計測中



指導啓発中

H29.1.11実施時の状況

- 8月31日…計測車両台数:5台 違反車両:2台 (徐行措置命令…1台 警告書による指導…1台)
- 9月16日…計測車両台数:5台 違反車両:5台 (徐行措置命令…1台 警告書による指導…4台)
- 10月13日…計測車両台数:5台 違反車両:5台 (警告書による指導…5台)
- 12月 5日…計測車両台数:4台 違反車両:4台 (警告書による指導…4台)
- 12月19日…計測車両台数:5台 違反車両:5台 (警告書による指導…5台)
- 1月11日…計測車両台数:2台 違反車両:2台 (徐行措置命令…1台 警告書による指導…1台)

※ 計測車両台数26台 違反車両23台 (約9割が違反)

約9割の違反車両のうち、約1割については重量違反等の車両に対して措置命令による指導を行っています。残りの約9割の車両については通行条件違反や無許可走行のため警告書による指導・注意を行っています。

特殊車両について（道路法・政令：車両制限令）

車両制限令で定める最高限度

- ・ 寸法（幅、高さ、長さ、最小回転半径）



車両制限令で定める最高限度

- ・ 重量（総重量、軸重、隣接軸重および輪荷重）



道路法

第47条 道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、道路との関係において必要とされる車両（人が乗車し、又は貨物が積載されている場合にあつてはその状態におけるものをいい、他の車両を牽引している場合にあつては当該牽引されている車両を含む。以下本節及び第八章中同じ。）の幅、重量、高さ、長さ及び最小回転半径の最高限度は、政令で定める。